

## 施策の柱2 文化財の保存管理の推進

### 【これまでの制度整備】

本市では、文化財の保存・活用に当たり、平成13年に「西東京市文化財保護条例」を制定し、平成15年には「西東京市文化財指定基準」を設ける等の制度面の整備を進めてきました。

### 【持続可能な保護制度・施策】

文化財の保存・活用を進めるために、文化財保護制度と関連する諸制度を活用し、文化財とその周辺環境を一体的に保全・保護することも視野に入れ、その文化財を体系的に位置付け、一貫性をもった措置を講じる必要があります。

### 【必要な支援制度の整備・充実】

文化財の保存に当たり、文化財の特性や所有・管理状況に応じた適切な対応・支援が必要です。維持管理等の相談対応や修復に当たっての負担軽減等の支援の充実も重要です。

### 【市登録文化財制度の導入検討】

文化財の保存に当たり、指定制度よりも、広範囲で柔軟に文化財を保護する制度として、登録文化財制度があります。

登録文化財制度は、指定文化財制度を幅広い範囲で補完するものです。また、推薦の過程等において、市民の文化財保護に対する意識の醸成が期待され、文化財をより身近なものとして位置付けることにも役立ちます。今後の登録文化財制度の導入に向けて、検討を進める必要があります。

施策の方向…評価できる点、さらなる取組みが必要な点、事業実施に際しての留意点、新たな着眼点 など

### 2-1 文化財の保存管理対策の推進

### 2-2 文化財の担い手の育成・支援

### 2-3 文化財保護制度の充実